

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 7     | 磐田市 後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

静岡県磐田市長

## 公表日

令和7年8月29日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                       |   |
|--|---|
| ①事務の名称                                     | 後期高齢者医療関係事務   |
| ②事務の概要                                     | <p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や資格確認書の交付、保険料の決定、医療の給付</li> <li>・市町村：各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収</li> </ul> <p>であり、当市における事務内容は以下のとおりとする。</p> <p>1 被保険者の資格管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者が75歳以上の者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。</li> <li>・保険者が65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。</li> <li>・保険者が生活保護等による被保険者の適用除外認定を実施するにあたり、保険者に適用除外情報を提供する。</li> <li>・保険者が資格認定（取得・喪失の確認）を実施するにあたり、資格取得届・喪失届等の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。</li> <li>・保険者が資格確認書交付を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。</li> <li>・保険者が「特別療養費」用の資格確認書の更新等を実施するにあたり、必要に応じて資格確認書の随時交付を行う。</li> <li>・資格確認書等の回収を行う。</li> <li>・保険者が「特別療養費」用の資格確認書の交付を実施するにあたり、保険者に滞納情報を提供する。</li> <li>・保険者が「特別療養費」用の資格確認書の交付を実施するにあたり、必要に応じて「特別療養費」用の資格確認書の随時交付を行う。</li> <li>・保険者が住所特例者を管理するにあたり、保険者に住基情報、住登外登録情報を提供する。</li> </ul> <p>2 保険料の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者が保険料率、賦課等を決定するにあたり、保険者に税情報を提供する。</li> <li>・普通徴収に関して、保険料納期決定を行う。</li> <li>・保険者が減免、徴収猶予決定を実施するにあたり、減免申請・徴収猶予申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。</li> <li>・保険料徴収に関する業務（年金からの特別徴収、保険料収納、納入通知の送付、督促状の送付、滞納処分、延滞金の徴収など）を行う。</li> <li>・保険者に対して、保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の納付を行う。</li> </ul> <p>3 医療費の給付管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者が一部負担金の割合の減免決定を実施するために、減免申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。</li> </ul> |
| ③システムの名称                                   | 後期高齢者医療システム（市町村）、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                             |   |
| (1)後期高齢者医療関係情報ファイル、(2)収納情報ファイル、(3)滞納情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                                 |   |
| 法令上の根拠                                     | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表85の項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第46条</li> </ul>   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                   |   |
| ①実施の有無                                     | <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                                    | <p>【情報提供の根拠】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項</p> <p>【情報照会の根拠】<br/>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号</li> </ul>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                          |   |
| ①部署  | 国保年金課   |
| ②所属長の役職名                                   | 国保年金課長  |
| 6. 他の評価実施機関                                |   |
|  |   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 〒438-8650<br>静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 〒438-8650<br>静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 国保年金課                     |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

|  |  |
|--|--|
| 1. 対象人数                                |  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年6月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年6月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

|                   |
|-------------------|
| しきい値判断結果          |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |  |
|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |  |

| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |   |
|---|-----------|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ <input type="radio"/> ]委託しない                    |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない                 |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |



## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                    | 変更前の記載         | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                       |
|------------|---------------------------------------|----------------|---|------|---------------------------------|
| 平成28年4月1日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求      | 広報広聴課          | 広報広聴・シティプロモーション課  | 事後   | 組織変更による                         |
| 平成28年4月28日 | 1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                   | 平成27年11月30日 時点 | 平成28年4月28日 時点   |      |                                 |
| 平成28年4月28日 | 2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                   | 平成27年11月30日 時点 | 平成28年4月28日 時点   |      |                                 |
| 令和4年3月11日  | I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①<br>実施の有無  | 実施しない          | 実施する  | 事後   | 法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記 |
| 令和4年3月11日  | I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②<br>法令上の根拠 | ---            | ○情報提供の根拠<br>番号法第19条第8号 別表第二 80、83の項<br>○情報照会の根拠<br>番号法第19条第8号 別表第二 82の項 | 事後   | 法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記 |
| 令和7年1月6日   |                                       |                |   | 事後   | 様式変更による再提出                      |
|            |                                       |                |   |      |                                 |
|            |                                       |                |   |      |                                 |
|            |                                       |                |   |      |                                 |